



JASDAQ

平成 22 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 ファーマライズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大野 利美知
(JASDAQ・コード番号 2796)
問合せ先 常務取締役 村上 典夫
(TEL. 03-3362-7130)

不適切な取引に関する調査結果について

平成 22 年 6 月 8 日付「不適切な取引に関するお知らせ」にて公表いたしました通り、当社では外部専門家（弁護士 1 名、公認会計士 3 名）と内部職員（経営企画部 1 名）で構成される調査委員会の設置を取締役会で決議し、元役員による不適切な取引の事実関係及び原因究明のための調査を実施し、かかる取引が二度と行われないうための再発防止策の策定を進めてまいりました。

今般、調査委員会による調査・検討の結果が添付の「調査報告書」として取り纏められ、本日の取締役会において報告・承認を受けましたので、当該内容とともにお知らせいたします。

なお、本件の調査・検討を受け、当社では過年度決算の訂正を行う方針としております。それに伴い必要となる決算短信、中間決算短信、及び四半期決算短信の訂正につきましては、確定次第速やかにご報告いたします。

調査報告書では、本件の不適切な取引は、元役員による「経営者不正」であったと結論づけ、内部統制とは異なる観点で論じられるべきとされています。しかし、このような事態を二度とおこさないためには、その他の役員においても、コンプライアンス意識をより一層強く認識することで、取引に至る不自然な経緯等疑ってしかるべき事情を把握することが必要であるとされています。また、発注後の工事について、その取引対象の物や役務の実在性のチェックを十分に行うとともに、工事発注に際して単独の部門の裁量に任せることなく、他部門によるチェック機能を発揮させるべきとされています。

当社では、これらを踏まえて調査委員会により提言された具体的な再発防止策を速やかに実施してまいり所存であります（別添「調査報告書」をご参照ください）。これらの経過につきましても適時ご報告いたします。

株主、投資家をはじめとする関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 別添「調査報告書」について、一部固有名詞を匿名化するために原本の記載から変更しております。

以 上

平成 22 年 6 月 28 日

ファーマライズホールディングス株式会社
代表取締役社長 大野利美知 殿

調査委員会

委員長 弁護士 石原 達夫

委員 公認会計士 千葉 辰男

委員 公認会計士 今井 良明

委員 公認会計士 生明 真

委員 貴社職員 定森 健治

調 査 報 告 書

【本件の調査報告書について】

不適切な取引に関する調査委員会は、ファーマライズホールディングス株式会社（以下貴社という）から要請を受け、元役員により循環的に売上高が計上されていた問題（以下本件という）に関し、その事実確認、損害額の確定ならびに発生原因・経過、責任の所在および本取引の法的責任の明確化、さらに本取引と同様な不適切取引の有無の検討、再発防止に向けた改善点の指摘等を目的として、平成 22 年 6 月 8 日付で設置いたしました。

本委員会は、平成 22 年 6 月 8 日付で開催された取締役会にて、調査の透明性、公平性、確実性を確保するため、法律および会計の専門家である弁護士および公認会計士を含む総勢 5 名で構成され（3.（1）参照）、フェニックス監査法人所属の公認会計士 2 名を追加した調査チームの調査によって得られた結果を検討し、本報告書を作成しております。

尚、今回の調査につきましては、貴社および関係者から入手した限定された資料および限定された手続によるものであります。従って、当該資料の正確性に問題が生じた場合や、現状把握されていない資料が新たに出現することにより、結論を異にすることもありうることにご注意ください。

また、本報告書に記載された内容は、事実確認に使用した上記資料自体の正確性を保証するものではなく、また、本報告書における結論を明らかに否定する他の事実の存在が確認されないことにすぎません。従って、当該結論に含まれる対象事実の存在を保証するものでないこと及び当該結論を覆す対象事実が他に存在しないことを保証するものでないことにご留意ください。

本報告書は、本調査目的の参考資料として、貴社の社内体制の検討および改善の目的のみに使用されることを前提として作成されております。このため、本委員会の事前の了解なくこれをコピーし、あるいは貴社及び開示予定先以外の第三者に対して開示しあるいは使用許諾することは固く回避されますよう要請します。

本報告書の作成に当たっては、原則として貴社から直接開示を受けた資料、上記調査結果等の資料に基づきましたが、本委員会はそれら資料の客観性、真実性あるいは正確性を何ら保証するものではないことを、重ねてご留意ください。

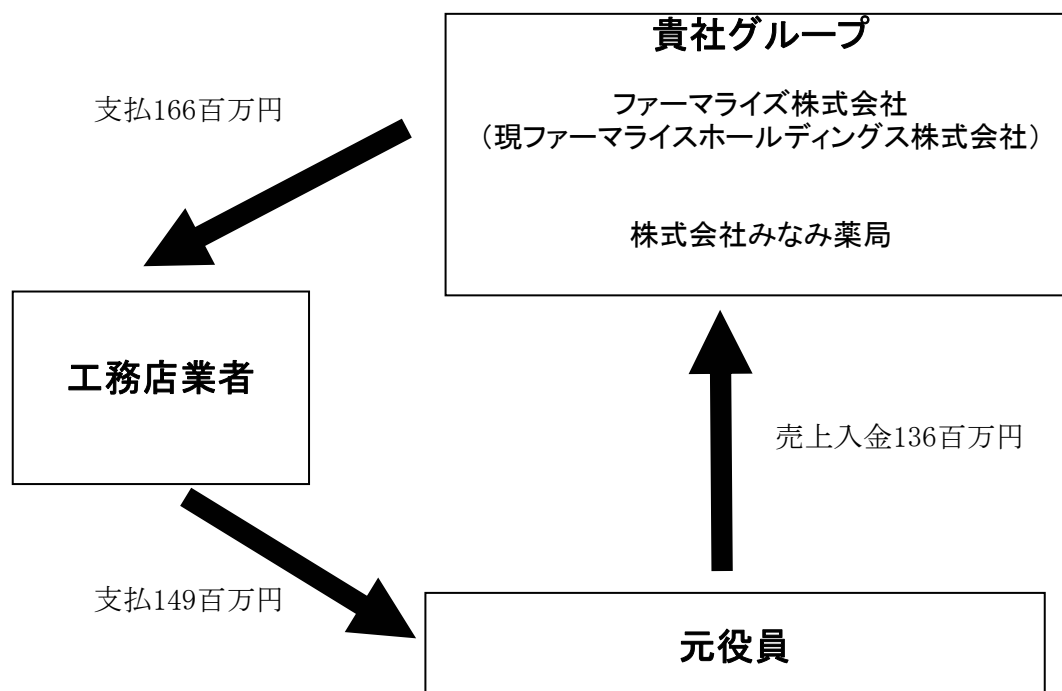
1. 元役員による不正取引の概要

当該取引は、平成19年5月期から同21年5月期にかけて、貴社（当時ファーマライズ株式会社及び完全子会社である株式会社みなみ薬局を含む。）から特定の工務店業者に対して支払われた架空の工事代金等を原資としております。尚、当該工事代金等166百万円は「建物」、「工具器具備品」等の固定資産科目や「消耗品費」、「修繕費」、「支払手数料」、「雑費」、「雑損失」で会計処理されております。

その後、当該工事代金は、いったん工務店業者から元役員個人の銀行口座へと流れ、さらに工務店業者の手数料等を一部除いた金額が、元役員が擬製した大手メーカー名義による振込手続により、同期間において貴社の銀行口座へと還流しております。尚、貴社へ還流した136百万円は、処方データ事業部において「売上（その他売上）」として会計処理されております。

当該取引に関するスキームの概要は下図のとおりとなります。

《スキーム概要図》



2. 不適切な取引が発覚した経緯について

貴社監査役が「ファーマライズ薬局名古屋店」を往訪し、内部監査を実施した際に固定資産について調査したところ、契約実績のある改装工事の実体が確認できないという事実が判明しました。さらに、当該工事と実施日付の近い改装工事の契約実績がある「ファーマライズ薬局入江店」に工事実体についてヒアリングしたところ、同様に確認できませんでした。

これらの状況を踏まえ、改装工事契約とその工事実体について早急な調査確認を必要とする旨の「監査役監査報告書」を平成 22 年 6 月 1 日付で貴社監査役から受け取り、社内調査を開始した結果、不適切であるおそれが高い取引の存在が複数認識されました。

3. 調査委員会の体制・調査方法・調査結果について

(1) 調査委員会の体制

調査委員会は、外部専門家（弁護士 1 名、公認会計士 3 名）と貴社職員（経営企画部 1 名）の 5 名により構成されております。なお、本件は元役員による不正のおそれが高いことから、元役員との利害を有する可能性のある現経営陣は委員会構成員から排除しております。

委員長	石原 達夫（弁護士 スプリング法律事務所）
委員	千葉 辰男（公認会計士 千葉・小坂会計事務所）
委員	今井 良明（公認会計士 フェニックス監査法人代表社員）
委員	生明 真（公認会計士 フェニックス監査法人代表社員）
委員	定森 健治（貴社 経営企画部長）

(2) 調査委員会の調査方法（網羅性の確保）

調査委員会では、他の類似の不正取引の有無を検討するため、以下の限定的な手続を行っております。

- ① 当該取引に関する事情聴取を当該元役員に対して数度の事情聴取を行い、架空工事発注及び架空売上計上の手口等について調査いたしました。
- ② 当該元役員が架空工事を発注したとされる工務店業者に関する事情聴取を行いました。
- ③ 当該元役員の部下等から、同元役員の執務状況、業務指示等について事情聴取を行いました。
- ④ 当該元役員の陳述及び同元役員が提出した証拠資料に基づき平成 18 年 6 月以降（平成 19 年 5 月期以降）の関連取引に係る伝票・証憑・銀行預金通帳（写し）・振込控えなどの帳票類の精査を行いました。
- ⑤ 当該元役員の不正取引が主に架空改装工事の発注を用いたものであったことから、固定資産台帳に記載のある改装工事等の全件を精査いたしました。
- ⑥ 当該元役員の陳述以外に同様の手口による不正取引の有無を確認すべく、平成 18 年 6 月以降（平成 19 年 5 月期以降）の発注工事に関する伝票・証憑などの帳票類と仕訳取引の精査を行いました。

- ⑦ 内部統制の整備および運用状況を検討すべく、貴社の規程類、昨年度の内部監査報告書、監査役会（協議会）議事録等の閲覧ならびに貴社の役員・従業員に対する質問・事情聴取を行いました。

（3）調査委員会の調査結果

本調査委員会では、前記した限定的な手続を行った結果においては、（1）で把握された元役員の不正取引の概要につき事実の確認を行ったとともに、他に類似の不正取引が明らかに存在するとは認められないと判断いたしました。

尚、不正取引に係る入出金を貸付金勘定の増減として修正を行った場合、過年度決算数値に与える影響額および修正前後の残高は以下のとおり推移いたします。

《当該取引の修正による影響額の推定》

・連結ベース

科目	平成19年5月期		平成20年5月期		平成21年5月期				
	修正前	TTL	修正後	修正前	TTL	修正後			
I 売上高	15,395	(47)	15,349	18,577	(71)	18,506	20,008	(13)	19,995
II 売上原価	13,455	0	13,455	16,353	(7)	16,345	17,514	0	17,514
売上総利益	1,940	(47)	1,894	2,224	(63)	2,161	2,493	(13)	2,480
III 販売費及び一般管理費	1,437	(10)	1,427	1,730	(38)	1,692	1,953	(11)	1,942
営業利益	503	(36)	466	494	(26)	468	540	(2)	538
IV 営業外収益合計	20	0	20	22	(1)	21	21	0	22
V 営業外費用合計	100	0	100	170	(9)	162	153	0	153
経常利益	422	(36)	386	346	(18)	328	408	(1)	406
VI 特別利益	0	0	0	12	0	12	40	0	40
VII 特別損失	76	0	76	95	(3)	93	5	0	5
税金等調整前純利益	347	(36)	310	262	(16)	247	442	(1)	441
法人税等計	203	0	203	161	0	161	217	0	217
少数株主利益	3	0	3	5	0	5	3	0	3
当期純利益	140	(36)	104	97	(16)	81	223	(1)	221

・単体ベース

科目	平成19年5月期		平成20年5月期		平成21年5月期				
	修正前	TTL	修正後	修正前	TTL	修正後			
I 売上高	11,362	(47)	11,315	13,024	(71)	12,953	13,965	(13)	13,952
II 売上原価	9,861	0	9,861	11,399	0	11,399	12,162	0	12,162
売上総利益	1,501	(47)	1,454	1,625	(71)	1,554	1,802	(13)	1,789
III 販売費及び一般管理費	1,132	(10)	1,122	1,301	(36)	1,265	1,471	(8)	1,463
営業利益	369	(36)	332	324	(34)	290	331	(5)	327
IV 営業外収益合計	80	0	80	66	(1)	65	108	0	108
V 営業外費用合計	137	0	137	197	(8)	189	182	1	182
経常利益	311	(36)	275	192	(27)	165	258	(5)	253
VI 特別利益	0	0	0	12	0	12	19	0	19
VII 特別損失	48	0	48	83	(3)	80	5	0	5
税金等調整前純利益	263	(36)	227	122	(25)	97	272	(5)	267
法人税等計	150	0	150	94	0	94	142	0	142
当期純利益	114	(36)	77	28	(25)	3	129	(5)	124

* 現段階での調査内容を前提としたもので、今後の調査動向により本件影響額も変更される可能性があります。

4. 不適切な取引への関与者の責任等

当該元役員は工事発注に関して実質的な決定権限を有しており、本人以外のチェックをほかに特段受けることなく工事を発注することが可能な状況でありました。

既述のとおり、当該元役員は、調査委員会のヒアリング調査の結果、本件を単独で実行した事実を認め、入出金における差額金 30 百万円を弁済する旨の言質を取り、責任を明確化する意思があることをヒアリングにより確認しております。

調査委員会による当該元役員および部員への直接のヒアリング調査の結果、同元役員の関連部署や部下等につきましては、本件の不適切な取引に関与していないと考えられます。さらに、当該元役員が架空工事を発注したとされる特定の工務店業者も、同元役員が工事発注の迂回取引を強力に要請したことを、同元役員へのヒアリングにより調査委員が確認しており、本件の不適切な取引への関与はないものと考えられます。

よって、本件の不適切な取引に関して組織的な関与は無く、当該元役員の単独行動によるものと考えられます。

5. 不適切な取引の法的責任（法的評価）について

既述のとおり、本取引による貴社の損害は当該元役員により填補されることになっているので、同元役員の民事責任は解決済みであります。一方で、本件は、証券取引所に株式上場している貴社の売上高を架空計上したものであり、有価証券報告書等の継続開示書類の重要な事項につき虚偽記載のあるものを提出したとして、金融商品取引法違反に該当する可能性があります。

その実行行為者は、売上高の架空計上の事実を知らずながら虚偽記載のある継続開示書類を提出したものであります。しかしながら、当該元役員の他に売上高の架空計上を知る者の有無について調査した結果、継続開示書類を作成した貴社経理部員はその事実を知らずに同書類を作成および提出したと評価されます。代表取締役以下の他の取締役についてもその架空計上の事実の知情を否定し、その弁解を覆す証拠が存在しませんので、当該元役員以外に実行行為者はいないというほかありません。

本件で水増しされた売上高の虚偽記載による最終損益への影響額は限定的であり、証券市場に与えた影響は過少とはいえないものの、以下の点を総合的に考慮すると、当該元役員及び貴社について金融商品取引法違反として刑事責任を問わなければならないほどの法秩序に対する侵害は重大とはいえず、すでに法秩序も回復しつつあると見ることができるので、敢えて刑事責任を問う必要性がないものと判断します。

- ア) 公益に対して著しく多大で深刻であったとまではいえないと評価できること
- イ) 上記齟齬は速やかに訂正される予定であること
- ウ) 当該元役員は本取引等について深く反省し貴社に与えた損害の全てを填補すること
- エ) 同元役員はすでに貴社の取締役を退任しており再犯のおそれは皆無といえること

6. 不正取引発生の要因分析

不正取引が開始された前後において、当該元役員を責任者として処方データ事業が新たに開始され、調剤薬局事業に続く新たな事業部門としてその成果が期待されていました。こうした新規事業に対する売上成果を重視するあまり、営業開発部門の責任者として工事発注の実質的な決裁権限を有する元役員により、処方データ売上が計上されてしまいました。

具体的には、自ら管理を行っている部門の従業員に本件に係る稟議書の起案を指示し、自ら決裁することにより、特定の工務店業者への支払が行われ、また、大手メーカー名義に擬製された入金の内容につき、経理部門へ自ら事実と異なる報告を行い、売上計上を指示しておりました。

上記の内容は、金額的重要性に応じた相応な稟議決裁に関する社内規程があるにも関わらず、経営者という立場を利用し、これら規程の本来有している統制機能を無効化した結果生じてしまったと評価できます。さらに、今回の調査のなかでは、複数回にわたり行われた不正取引は、平成20年8月を最後としており、単独の行為実行者である元役員が平成21年3月に退任したのちにおいても、類似の取引の存在は確認されておりません。

これらを鑑みるに、本件の不適切な取引は、内部統制とは異なる観点で論じられるべきとも考えられ、元役員による「経営者不正」であったと結論づけることができます。

7. 是正措置に関する提言

貴社では、企業倫理規程、公正委員会等の存在により、適切な経営理念、企業倫理に基づいた社内の制度が設計・運用され、原則を逸脱した行動の防止・是正が以前より行われております。これ以外にも相応な内部統制が以前より適切に整備・運用されていると評価されており、本件は一経営者の個人的な資質に基づき行われた例外的事項として考えられます。従って、当該元役員の退任により問題は取り除かれているともいえます。

しかしながら、その他の役員においても、コンプライアンス意識を以前にも増してより一層強く認識していただくとともに、取引に至る経緯の不自然さ、処方データ販売の手法、契約書内容等、不正取引の存在を疑ってしかるべき事情を把握することに、より一層努めることが必要といえます。また、発注後の工事について、その取引対象の物や役務の実在性のチェックを十分に行うとともに、工事発注に際して、単独の部門の裁量に任せることなく、他部門によるチェック機能を発揮させるべきと言えます。

上記のとおり経営者不正に起因しているとはいえ、コーポレートガバナンスや内部統制を含む組織全体としての仕組みとして、二度とこうした事態を起こさないためにも、現状では、追加的に以下の是正措置を実行することが望ましいと考えます。

(1) コンプライアンス意識の啓蒙

貴社では「個人情報保護委員会による活動」や「インサイダー規制に関する勉強会」等を積極的に実施しており、コンプライアンスに対する取組みが消極的であるとは言えません。

しかし、本件の不適切な取引が発生した背景には、個別事項に対するコンプライアンスの意識はあるものの、経営陣を含めた全社において総括的なコンプライアンス体系に対する認識の欠如があったものと考えられます。

そこで、社内においてコンプライアンス委員会を設置の上、コンプライアンス・マニュアルを制定し、社内の総括的かつ発展的なコンプライアンス体制を周知させる必要があると考えます。コンプライアンス・マニュアルで遵守すべき事項として制定する行動規範には、以下のような内容が想定されます。

- ① 顧客に対する行動規範
- ② 顧客以外の取引先やその他機関に対する行動規範
- ③ 株主・投資家に対する行動規範
- ④ 社会に対する行動規範
- ⑤ 良き企業風土を醸成するための行動規範
- ⑥ 組織の一員としての行動規範

上記等に係る行動規範を、経営陣をはじめ全社員が十分に理解し、各部署においてその責任者が主導して定期的な勉強会等の啓蒙活動を推進することが効果的であると考えます。

(2) 固定資産に関するチェックシステムのさらなる強化

① 事前チェック

第25期(平成22年6月～平成23年5月)より予算管理規程を改訂し、年度予算の策定段階で各店舗の改装投資の必要性を吟味した上で、当該期中における店舗の改装投資計画を各事業運営会社から貴社経営企画部に提出するよう要請するべきと考えます。

経営企画部では、予算策定作業の一環として提出された店舗改装投資計画を精査し、必要に応じて担当部署や店舗現場にヒアリングを行うことが効果的と考えます。

② 決裁時チェック

固定資産の取得に係る決裁権限は、以下の金額的重要性に応じた決裁者が定められており、固定資産の購入部署が起案する稟議書に基づき決裁されております。

金額的重要性	決裁者
10万円未満	本部長
10万円以上～100万円未満	担当取締役
100万円以上	社長

決裁権限統制は全体的には妥当であると考えられますが、決裁に係る判断材料として稟議書に記載される情報が不足又は偏向しているケースが見受けられます。

グループウェアに稟議書記載例等を添付する等により、決裁者の判断に必要な情報(固定資産取得の理由、購入先選定の根拠、金額妥当性の検証等)を定型化したうえで、起案者の指導・教育を徹底する必要があります。

③ 事後チェック

本件の不適切な取引の判明が遅れた最大の理由は、固定資産取得の実体確認が徹底されていなかったことであります。これまでも、期末・中間期末には固定資産を含めた実地棚卸を行っていましたが、改装・改修工事の実体についてもチェックできる体制をとるべきと考えます。

また、稟議規程と稟議ワークフローマニュアルを改訂し、固定資産取得の稟議決裁後は、起案部署から必ず取引対象の物や役務の実在性が確認できる資料(画像等)を提出させる体制を構築するべきと考えます。その提出状況につきましても稟議管理部門である総務部において随時トレースを行う必要があると考えます。

④ 監査・モニタリング

本件の不適切な取引は店舗監査により判明いたしました。今後も客観的な立場からのモニタリング活動が必要と考えます。

貴社は内部統制と内部監査の所管部門として2名で構成する内部監査統制室を既に設置しておりますが、店舗監査項目に固定資産の取得状況を追加し、店舗実査の際に固定資産取得の経緯や妥当性等、総合的な見地から店舗責任者やエリア長へのヒアリングを行うことが効果的と考えます。

8. 調査委員会から総括

本件の不適切な取引は、特定の元役員による単独行動であり、「経営者不正」の色彩が強いものであったといわざるをえません。

上場を果たした貴社が直面している急速な成長過程において、コーポレートガバナンスや内部統制といった組織の最適な形を継続的に検討していかなければなりません。

このような不正が発生してしまった背景等を十分に理解・反省したうえで、再度コンプライアンスに対する意識付けおよび社内チェックシステムのさらなる強化を行い、金輪際二度と発生しないような社内の仕組み作りと社風を醸成することを強く期待いたします。

以 上